

「活動記録マニュアル」の訂正と補足

皆様にお配りした「活動記録マニュアル」内に、訂正すべき点や分かりづらい点がありました。

事前アンケート等でご指摘いただきました点とあわせて、下記のとおり訂正させていただきますので、大変ご迷惑をおかけいたしますが、地区の皆様への周知方宜しくお願い致します。

なお、本「訂正と補足」に関するデータについては、当協議会ホームページにも掲載させていただく予定です。

1

「調査・実態把握（1）」説明文の補足

（マニュアルP14）「調査・実態把握（1）」の説明文の1行目は、下記「訂正後」に記載した下線部を加筆の上のご訂正ください。

記載内容

状況報告（旧：証明事務）を除く、すべての調査・実態把握の活動件数を記入します。

訂正後

状況報告（旧：証明事務）を除く、あらゆる調査・実態把握の活動件数を記入します。その際、実際に調査・実態把握を行った件数を記入します。（拒否は含み、留守は含まない）

2

「その他（8）」例題の補足

（マニュアルP27）「その他（8）」の例題では、「敬老会の案内のため、5軒訪問したが、2軒は留守だった…（以下続く）」とあります。そして、その回答では「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に件数が1件数えられています。

この例題にある「敬老会」については、町会・自治会あるいは、社協の主催事業として例題を作成したため、「行事・事業・会議への参加・協力（2）」に件数が数えられています。

しかし、民児協と社協（町会・自治会等）の共催、あるいは民児協単独で行っている場合は、「地域福祉活動・自主活動（3）」に件数を数えます。

3

「委員相互（9）」説明文の追記

（マニュアルP30）「委員相互（9）」の説明文の3行目は、下記「訂正後」に記載した下線部を加筆の上、ご訂正ください。

記載内容

なお、委員同士で相談・アドバイスをを行った場合は記入せず、「委員相互（9）」のみに記入します。

訂正後

「なお、委員同士で相談・アドバイスをを行った場合は「相談・支援件数（内容・分野）」には記入せず、「委員相互（9）」のみに記入します。